

公 告

鳥取市持続可能な権利擁護支援モデル事業に関する実態調査業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年4月16日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 委託業務の概要

(1) 業務名

鳥取市持続可能な権利擁護支援モデル事業に関する実態調査業務

(2) 業務内容

鳥取市持続可能な権利擁護支援モデル事業に関する実態調査業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

鳥取市内

(5) 事業予算額

4, 890, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

本件公募型プロポーザルに参加できる者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から企画提案書等の提出期限までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の利益につながる活動を行う者でないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 本市内に本社、支店又は営業所等の事務所を有する者であること。
- (6) 本業務と同種又は類似の業務の契約実績があること。

3 実施要領

実施要領は、鳥取市公式ウェブサイト (<https://www.city.tottori.lg.jp>) に掲載する。
市役所窓口での配布は行わない。

4 参加表明

本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、次に定めるとおり参加表明書等を提出するものとする。

(1) 提出期限

令和7年5月1日（木）午後5時必着

(2) 提出方法

5の担当部署宛てに持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）すること。

(3) 提出書類

ア 参加表明書

イ 公募型プロポーザル参加資格確認書

(4) 提出部数

1部（正本1部）

(5) 参加表明書等を持参する場合は、事前に5の担当部署に電話でその旨を伝え、担当部署とあらかじめ調整した日時に持参すること。この場合において、担当部署への電話は、休日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時までの間にするものとする。

5 担当部署

〒680-8571 鳥取市幸町71番地
鳥取市福祉部 長寿社会課（鳥取市役所本庁舎1階）
電話：（0857）30-8211
FAX：（0857）20-3906
E-mail：choju@city.tottori.lg.jp

6 企画提案書の審査等

実施要領に示す選定方式により、応募者の企画提案内容の審査を行い、評価点の最も高い者を受託候補者として選定する。

7 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、5の担当部署とする。

(2) 企画提案書の作成、応募等に要する費用は参加者の負担とする。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 提出された書類は、今回の選考以外で使用しない。ただし、鳥取市情報公開条例（平成11年鳥取市条例第1号）に基づく情報公開の請求があった場合には、原則として公開の対象となる。

(5) その他詳細は、実施要領による。